

入札公告・入札説明書

「神奈川県トラック総合会館大規模改修工事」

令和6年12月6日

一般社団法人 神奈川県トラック協会

I. 入札公告

令和6年12月6日

神奈川県トラック総合会館大規模改修工事に係る事後審査型制限付き一般競争入札を次の通り公告します。

一般社団法人 神奈川県トラック協会
会長 吉田 修一

1 入札事案

(1) 工事名

神奈川県トラック総合会館大規模改修工事

(2) 工事場所

〒222-8510 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-11-1 神奈川県トラック総合会館

(3) 想定工期

[契 約 工 期] 令和7年4月1日～令和8年8月31日

[準 備 工 事 期 間] 令和7年4月1日～同年8月31日

現地調査・準備工事・機器製作期間を想定しています。

[現 場 着 工 予 定 日] 令和7年9月1日

[仮 移 転 予 定 期 間] 令和7年8月1日 ～ 令和8年9月30日

上記期間中は建物の利用は基本的にありません。

(4) 工種

建築一式工事

(5) 建物概要

[主要用途] 事務所・駐車場

[構 造] 地下：鉄筋コンクリート造、地上：プレストレスト鉄骨鉄筋コンクリート造

[規 模] 地下1階/地上8階、最高高さ 30.95m

[面 積] 敷地面積：798.02 m²、建築面積：680.78 m²、延床面積：4,407.69 m²

(6) 工事概要

[建築工事一式]

防水改修、外壁改修、内装改修、水廻り改修、建具改修、耐震改修、屋外改修、サイン改修

[電気設備工事一式]

受変電設備、非常用発電設備、太陽光発電設備、動力・幹線設備、電灯・コンセント設備、電話・情報配管・インターホン設備、テレビ共同受信・呼出表示・電気時計・駐車場出庫警報設備、拡声設備、通信設備、AV設備、自動火災報知設備、避雷針設備

[機械設備工事一式]

換気設備、空調設備、給排水衛生設備、消火設備

2 入札参加資格要件

入札に参加し、落札者となるためには、本公告から落札決定までの期間において、次に掲げるすべての要件を満たしていることを要します。

(1) 共通事項

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ② 神奈川県指名停止等措置要領(令和5年4月1日施行)に基づく指名停止期間中の者でなく、かつ、所在市区町村が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- ③ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- ④ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき民事再生手続開始の申立がなされている者でないこと。

(2) 企業形態

単体企業とする。

(3) 建設業許可

建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定に基づき建築一式工事において特定建設業の許可を受けている者であること。

(4) 入札参加資格認定と等級

「かながわ電子入札共同システムの神奈川県建設工事等競争入札参加資格者名簿」に記載され、業種『建築一式』の等級別格付が、入札参加申請時点でAランクの業者であること。

(5) 所在地

神奈川県内に本店・支店を置き、当該本店・支店で建築工事業を営んでいる者であること。

(6) 配置予定技術者

- ① 建設業法第26条に定める建築工事業に係る主任技術者又は監理技術者が工事期間中全て専任で現場に常駐できること。
- ② 主任技術者又は監理技術者は一級建築士又は一級建築施工管理技士等の国家資格を有する者であること。
- ③ 主任技術者又は監理技術者は入札参加申込日以前に、入札参加企業と3か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係があり、国内において建築一式工事を元請として受注し、本入札参加申込日以前に完了した工事について主任技術者又は監理技術者として従事した実績を有する者であること。

(7) 施工実績

入札参加企業は平成31年4月1日から入札参加申込書を提出する前日までに完了及び明け渡された民間企業・団体が国内において発注した延床面積4,000㎡以上の事務用途における設備改修を伴う大規模改修工事で、建築一式工事を元請けとして、一契約につき10億円以上(税抜)の施工実績を3件以上有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の施工実績は除外する。

Ⅱ. 入札説明

1.入札における事務対応窓口

(1) 担当部署

一般社団法人 神奈川県トラック協会 大規模改修工事事務局（以下「事務局」）

(2) 住所

〒222-8510

神奈川県横浜市港北区新横浜2-11-1 神奈川県トラック総合会館 5階

(3) 電話番号

045-471-5511

(4) 電子メールアドレス

shuzen@kta.or.jp

電子メールで書類等を受理した場合は、事務局よりその旨電子メールにて返信します。書類等の送付について確認電話は不要ですが、1日程度（土日祝除く）返信がない場合、事務局へ電話確認をお願いします。

(5) 付記

- ① 事務手続きに関する問い合わせは、原則電子メールとしてください。
- ② 電子メールには連絡先を記載してください。
- ③ 技術的な質問に関しては、「質問書」以外は受け付けできません。

2.設計図書等の閲覧

(1) 申込方法

設計図書等の閲覧を希望する者は、「設計図書等閲覧申込書」（別紙様式1号）を記入の上、PDFデータを事務局宛に電子メールで送付して下さい。メールの件名は「（会社名）設計図書等閲覧申込」とし、本文には工事名、連絡先を記載してください。

(2) 申込書提出期間

令和6年12月6日（金）10時～同年12月16日（月）12時（土日祝は除く）

(3) 閲覧期間

令和6年12月9日（月）10時～同年12月19日（木）12時（12月17日の12時以降及び土日祝は除く）

閲覧日時については、事務局より電子メールにてご連絡します。閲覧希望日時が重複した場合は、ご希望にお応えできない可能性があります。

(4) 閲覧方法

閲覧者の人数は5人以内とし、事務局にて閲覧者全員の名刺を提出して頂いたのち、閲覧場所にご案内します。

閲覧時間は30分以内とし、設計図書等の持ち出しや写真撮影は不可とします。なお、質疑や施設内の見学・館内の撮影は受け付けません。

3.入札参加申込

(1) 申込方法

入札への参加を希望する者は、以下の書類をそれぞれ個別のPDFデータで同時に事務局宛に電子メールで送付してください。メールの件名は「(会社名) 入札参加申込」とし、本文には工事名、連絡先を記載してください。

- ① 入札参加申込書（別紙様式2号）
- ② 秘密保持誓約書（別紙様式3号）
- ③ 設計図書等貸与申込書（別紙様式4号）
- ④ 現場見学会参加申込書（別紙様式5号）

(2) 提出期間

令和6年12月6日(金)10時～同年12月19日(木)12時

4.設計図書等の貸与

(1) 貸与物

設計図書等を収納したCD-ROM

(2) 貸与期間

令和6年12月23日(月)10時～令和7年2月13日(木)12時

(3) 貸出日時

令和6年12月23日(月)・24日(火)10時～16時とし、貸出日時については事務局より事前に電子メールにてご連絡します。貸出希望日時が重複した場合は、ご希望にお応えできない可能性があります。

(4) 貸出場所

事務局にて配布します。受領の際には「設計図書等受領書」（別紙様式6号）を提出してください。

(5) 貸与物返却日

7.入札辞退届、8.入札書等の提出を参照してください。

5.現場見学会開催予定日(令和6年12月16日変更)

令和6年12月24日(火)～同年12月26日(木)、令和7年1月7日(火)～同年1月15日(水)（土日祝除く）の10時～16時とします。

複数回の見学も可能としますが、現場見学会参加申込書（別紙様式5号）は希望する回ごとに提出してください。複数回を同時に提出することも可能です。再度見学を希望する場合は最短希望日の4日前（令和6年12月27日～令和7年1月5日及び土日祝除く）までに現場見学会参加申込書（別紙様式5号）を事務局宛に電子メールで提出してください。

見学日時は、現場見学会参加申込書（別紙様式5号）を確認後、事務局より事前に電子メールにてご連絡します。見学希望日時が重複した場合は、ご希望にお応えできない可能性があります。

6.設計図書等に関する質問および回答

(1) 入札に関わる質問方法

入札参加者は、下記提出期間内に「質問書」（別紙様式7号）を提出してください。質問が無い場合

は「質問無し」に○をつけて提出してください。

(2) 提出方法

入札参加者は、質問書のワードデータとPDFデータの両方を、事務局宛に電子メールで送付してください。ワードデータへの押印は不要です。

メールの件名は「(会社名) 質問書」とし、本文には工事名、連絡先を記載してください。

(3) 提出期間

令和7年1月20日(月)10時～同年1月22日(水)12時

(4) 回答予定日

令和7年1月31日(金)に事務局より入札参加者全員に電子メールで送信します。

7.入札辞退届

(1) 提出方法

入札参加を辞退する者は、「入札辞退届」(別紙様式8号)に記入のうえ、PDFデータを事務局宛に電子メールで送付して下さい。メールの件名は「(会社名) 入札辞退届」とし、本文には工事名、連絡先を記載してください。

(2) 提出期間

令和6年12月20日(金)10時～令和7年2月13日(木)12時

(3) 貸与した設計図書等

入札辞退届を提出した日から3日以内に事務局まで持参し、返却してください。事務局で返却物を確認したのち、「設計図書等受領書」(別紙様式6号)を入札辞退者に返却します。

8.入札書等の提出

(1) 入札に必要な書類の提出

入札参加者は、①から⑩の書類を紙媒体にて提出してください。

① 入札書(別紙様式9号)

② 入札参加資格確認申請書(別紙様式10号)

③ 名称等調書(別紙様式11号)

④ 施工実績調書(別紙様式12号)

⑤ 専任配置予定の技術者等調書(様式13号)

⑥ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条に規定する許可の通知書(写し)

(入札参加申込書提出日時点において許可の有効期間開始日が到来しているもの)

⑦ かながわ電子共同入札システムにおける競争入札参加資格の認定通知書(写し)

(業種「建築一式」の等級別格付区分が記載されたもの)

⑧ 専任配置予定技術者等の資格や免許を証明するもの(写し)

⑨ 専任配置予定技術者等の雇用関係確認資料(写し)

⑩ 工事費内訳書

(配布した工事費内訳書様式を使用したもの。)

⑪ 工事工程表

(書式は自由とします。1-(3)で記載した想定工期内に工事が完了しない場合はその理由を備考欄等に必ず明記してください。)

⑫ 設計図書等を収納したCD-ROM

(2) 提出方法

①については、封筒に入れ密封し、封筒には「入札者の商号又は名称」「提出日」「工事名」を記載して事務局へ提出してください。

②から⑪の書類は提出書類順に並べ、「入札者の商号又は名称」「提出日」「工事名」を明記した書類保存袋に入れて、事務局へ提出してください。保存袋が複数になる場合は、通し番号(当該番号/全冊数)を採番してください。

⑫については、事務局に返却してください。返却物を確認したのち、「設計図書等受領書」(別紙様式6号)を入札参加者に返却します。

(3) 提出日時

令和7年2月13日(木)10時～12時 ※入札者ごとに時間の振り分けはしません。

9.入札手続等

(1) 入札回数

1回

(2) 最低制限価格

設定しません。

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 入札の無効

① 入札に参加する資格のない者及び提出書類に虚偽の記載をした者による入札。

② 記名押印のない入札書又は記載事項を判読しがたい入札書による入札。

③ 入札金額が加除訂正されている入札書による入札。

④ 入札金額以外の記載事項について訂正し、訂正事項に訂正印のない入札書による入札。

⑤ 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札。

(5) 入札執行の留意事項

① 入札書には、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記載してください。

② 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。

③ 入札に参加する者が1人である場合においても、原則として入札を執行するものとします。

④ 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできません。

10.落札者の決定

(1) 予定価格内であった場合

- ① 開札時点では落札を保留し、予定価格内の最低の価格をもって申し込みをした者の入札参加資格を審査し、資格を満たした者を落札候補者とします。
- ② 最低の価格をもって申し込みをした者が、入札参加資格を満たしていないと認めたときは、次に低い価格の入札者についての資格を審査し、入札参加資格を満たしている者が確認できるまで行います。

(2) 予定価格を超えた場合

- ① 開札時点では落札を保留し、最低の価格をもって申し込みをした者の入札参加資格を審査し、資格を満たした者を第一優先交渉権者とし、価格について交渉します。
- ② 最低の価格をもって申し込みをした者が、入札参加資格を満たしていないと認めたときは、次に低い価格の入札者についての資格を審査し、入札参加資格を満たしている者が確認できるまで行います。

(3) 開札結果の通知

開札結果は、開札結果通知書にて、入札参加者全員に通知します。

(4) 落札者の決定

(1)及び(2)にて落札候補者あるいは第一優先交渉権者として選定された者は、令和7年3月に開催予定の(一社)神奈川県トラック協会における理事会の承認をもって落札者として決定し、落札者決定通知書にて落札者に通知します。

11. 契約条件

(1) 契約書の作成

工事請負契約書(案)及び民間(七会)連合協定工事請負契約約款(令和5年1月改正版)によります。

(2) 契約締結

落札者は、決定後に本契約を締結します。ただし、契約締結までの間に落札者の信用状況等が契約の相手方として不適当と認められるものとなった場合は、契約の締結を行わないものとします。

(3) 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10に相当する金額以上を契約締結と同時に納付するものとします。ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。